

仕 様 書

1 業務名

岩倉池田公園他 浚渫作業

2 業務の目的

公園の排水施設に土砂や落ち葉が堆積し、流水能力の低下がみられることから浚渫作業を行い、流水機能の回復を図るものである。

3 履行期限

令和8年8月28日まで

4 履行場所

- ① 岩倉池田公園（左京区岩倉北池田町）
- ② 石倉公園（左京区岩倉長谷町）
- ③ 下鴨膳部（あおい）公園（左京区下鴨東梅ノ木町）

5 業務範囲

別紙 箇所図、参考図のとおり

6 業務内容

- (1) 人力、高速吸引車等により排水施設（側溝、集水桝、排水管渠）を浚渫する。（汚泥予定数量 2.0m³）浚渫した土砂は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い本市の指定する受入場所（京都市伏見区深草神明講谷町29番地他、運搬距離13.0km）まで、許可された車両で適正に運搬するものとする。なお、受託人は受入場所への搬出のみを行うものとし、処分費は本市が負担する（マニフェストは本市から交付する）。
- (2) 契約にあたっては、委託契約書を取り交わす（受託後、別途指示する）。なお、受託人は、廃掃法第14条第1項に規定する許可（ただし、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「収集運搬の許可証」という。）に記載されている「事業の範囲」に「汚泥」が含まれていなければならない。）を、本市または京都府から受けている必要があるため、契約に先立って、本市担当者が指示する書類（収集運搬の許可証等）を提出すること。
- (3) 業務完了後、完了届および写真（着手前、施工中、完成後）を提出する。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- (1) 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (2) 浚渫した土砂等は適切に処分すること。
- (3) 公園利用者及び近隣住民等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (4) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (5) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (6) 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

① 岩倉池田公園



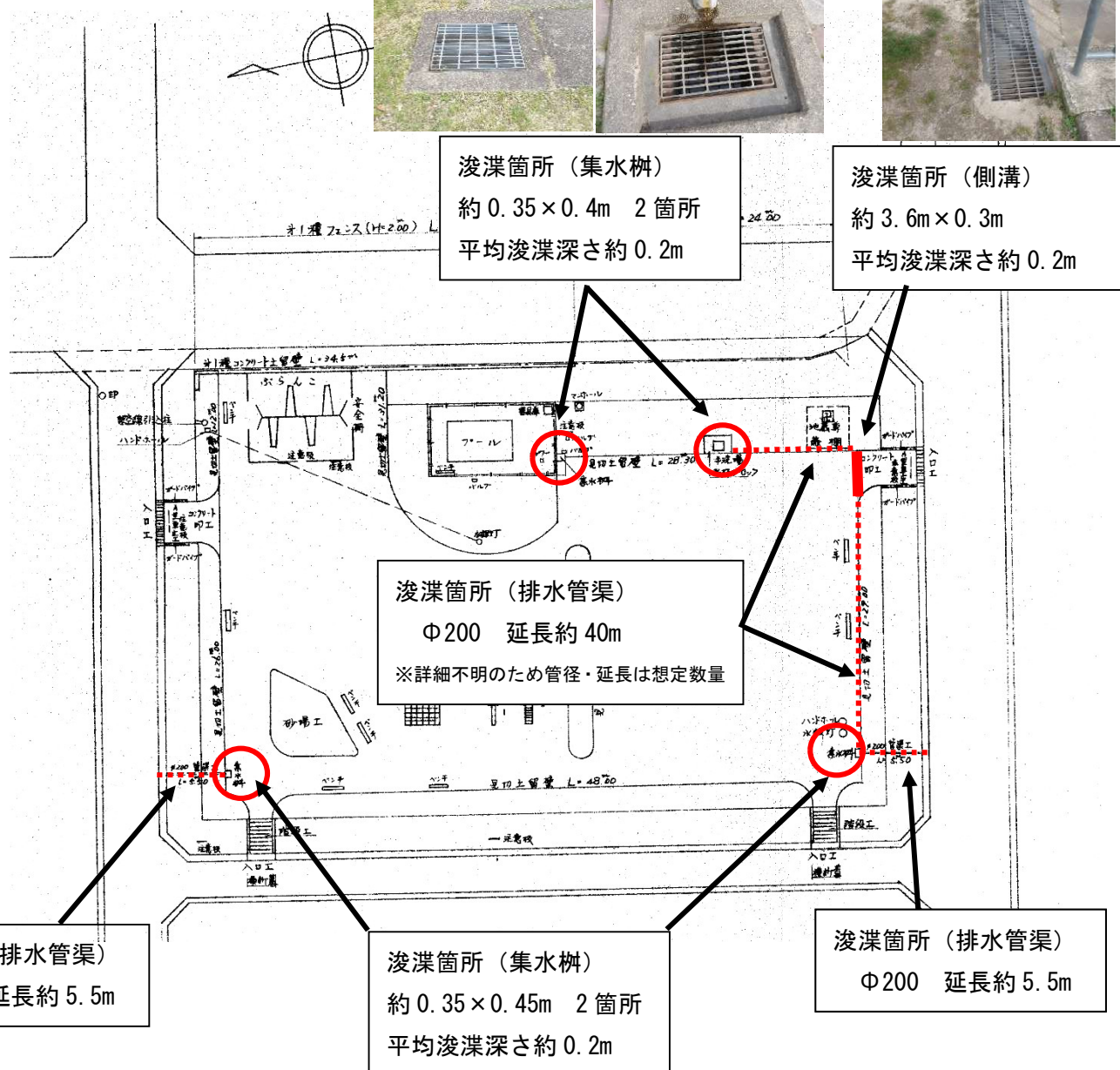
② 石倉公園



③ 下鴨膳部（あおい）公園



① 岩倉池田公園



② 石倉公園



浚渫箇所（集水桝）
約 $0.3 \times 0.3\text{m}$ 2箇所
平均浚渫深さ約 0.2m

浚渫箇所（U型トラフ）
約 $22.0\text{m} \times 0.2\text{m}$
平均浚渫深さ約 0.1m



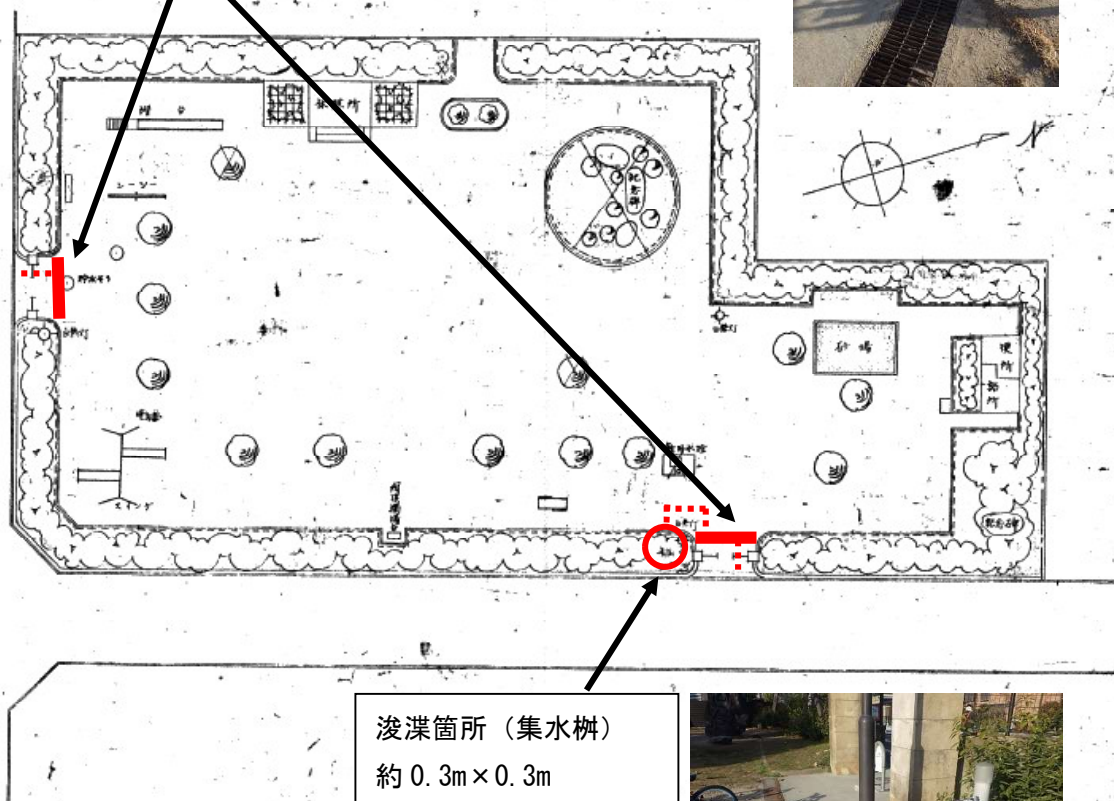
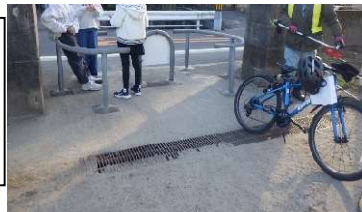
浚渫箇所（側溝）
約 $2.0\text{m} \times 0.3\text{m}$ 2箇所
平均浚渫深さ約 0.2m



..... 浚渫箇所（排水管渠）
 $\Phi 150$ 3系統（合計延長約 25m ）
※詳細不明のため管径・延長は想定数量

③ 下鴨膳部（あおい）公園

浚渫箇所（側溝）
約 4.0m × 0.2m 2箇所
平均浚渫深さ約 0.2m



浚渫箇所（集水枳）
約 0.3m × 0.3m
平均浚渫深さ約 0.2m



..... 浚渫箇所（排水管渠）
Φ150 3系統（合計延長約 5.0m）
※詳細不明のため管径・延長は想定数量